

いわゆる健康食品の崩壊試験について

保健科学課 浜崎 志帆・牟田 朱美・宮崎 悦子

平成 29 年度食品衛生研究発表会

健康の保持増進を標榜した食品のうち、保健機能食品以外の食品は、行政上「いわゆる健康食品」（以下、健康食品）と呼ばれている。健康食品は、日本薬局方や GMP のある医薬品と異なり、強制力のある製造管理の規格及び品質試験方法等がないため、品質にばらつきがあると予想される。そこで、日本薬局方に示された医薬品の崩壊試験法及び判定基準を用いて、福岡市内で購入した健康食品 21 検体の崩壊性の実態調査を行った。

その結果、検体中のカプセル剤 7 検体は規定時間以内に全ての製品が崩壊した。一方で、錠剤 13 検体のうち 10 検体及び丸剤 1 検体は、規定時間以内に崩壊しない製品が認められ、不適合と判定した。形状による崩壊性の差が認められ、一部の健康食品は、摂取しても体内で崩壊せずに体外に排出される可能性が考えられた。